

【(仮称)川柳学園】資料7 設計業務対象施設に係る要件

(1) 全体配置・動線

① 前提条件

- (a) 既存校舎が日影の既存不適格であるため、建築基準法第56条の2第1項ただし書による許可を取得する。そのため、建築基準法第56条の2第1項ただし書許可に関する包括同意基準を満たす計画とすること（基準時における建築物が当該敷地境界線を越えて生じさせる部分の日影を増加させないこと。増築等の部分が既存建築物にかかわらず、当該敷地境界線を越えた部分に日影を生じさせないこと。）。
- (b) 市街化調整区域のため、市街化調整区域内の開発許可を取得している。そのため、建物高さは15mを超えない計画とすること。また、市道90615・90627号及び市道90615・90585号の交差部のセットバックを行うこと。詳細は「【(仮称)川柳学園】資料13都市計画法の許可等に係る事前相談回答書」を参照すること。
- (c) 既存の中学校校舎、屋内運動場、プールは継続使用する。当該施設は整備対象範囲から除くこととする。ただし、新校舎等を増築するうえで必要となる既存施設の改修は本事業に含むこととする。
- (d) 既存の柔剣道場は撤去・再整備、生徒用駐輪場は撤去とする。なお、工事期間中は生徒用駐輪場が必要となるため、仮設駐輪場を本敷地内に整備すること。
- (e) 新校舎等の整備期間中は既存校舎での教育活動を継続し、仮設校舎は設置しないこととする。なお、柔剣道場の工事期間中の継続使用は必須としない。

② 配置・動線計画

- (a) 新校舎等は既存校舎西側に配置し、既存校舎の採光を極力遮らないよう配慮すること。
- (b) 新校舎及び既存校舎の昇降口前は児童・生徒の混雑緩和のため十分な広さを確保すること。
- (c) 小学校と中学校の連携のため、雨天時や積雪時でも児童・生徒が新校舎と既存校舎との間を円滑に行き来できるよう既存校舎と新校舎を渡り廊下で接続すること。なお、接続は1階のみを想定している。
- (d) 敷地出入口は、児童・生徒および来客が南門、職員車両が東門、中学校給食搬入車両が北門、小学校給食搬入車両が西門とする。
- (e) 新校舎等に地域開放を想定する諸室はない。

(2) 諸室ごとの要件

① 普通教室

ア 共通

- (a) 学年ごとにまとまりのある配置とし、トイレや手洗い・水飲み場を学年ごとに設けること。なお、設置する学級数に応じて、トイレや手洗い・水飲み場は混雑を避けるよう適切に分散配置すること。
- (b) 普通教室は、普通教室とワークスペースの間を閉じて運用する。ただし、オープンスクール方式にも対応可能となるようワークスペースの設置及び普通教室とワークスペースの一体的な利用を想定した間仕切り仕様とすること。原則は閉じて運用するため、普通教室とワークスペースの間の移動間仕切壁は採光・通風に配慮した仕様とすること。
- (c) 他学年の通り抜けのない動線計画や吸音による適切な音環境の整備など、オープンスクール方式になった場合でも落ち着いた学習環境となるよう配慮すること。
- (d) 学年ごとに1ヶ所（階が分かれる場合は階ごとに1ヶ所）、教師コーナーを設置すること。

イ 普通教室

- (a) 南向きを基本とし良好な採光を確保すること。
- (b) 普通教室には、黒板、掲示板、児童用ロッカー、掃除用具入れを設けること。
- (c) 小学校の児童用ロッカーは各教室39人以上とし、ランドセルだけでなく絵具・習字・ピアノカ等の実習道具も適切に収納できる仕様とすること。また、ワークスペースに配置することが可能なように可動ロッカーとすること。
- (d) 各教室内にタブレット端末保管庫用のコンセント及び設置場所を設けること。
- (e) 十分な掲示スペースが確保できるよう工夫すること（教室背面の壁全面を掲示スペースとする、天井に掲示が吊るせる仕様とする、児童用ロッカーの背面を掲示スペースとするなど）。
- (f) 体操着等を掛ける鞆掛けフックをクラス人数分設けること。
- (g) 掃除用具入れは児童の指挟み事故防止に配慮した位置・仕様とすること。
- (h) 安全面を考慮してベランダを設置すること。ただし、屋外階段と接続する場合は管理扉を設けること。

ウ 少人数指導教室

- (a) 普通教室から利用しやすい位置に配置すること。
- (b) 予備教室としての利用も想定し、普通教室と同様の仕様とすること。

エ ワークスペース

- (a) 本棚やテーブル、ベンチを設置するなど、児童の学習・交流に寄与する設えを提案すること。また、デンなどの児童が落ち着ける空間も確保することが望ましい。

- (b) 普通教室とワークスペースの間及びワークスペース内に移動間仕切壁を設けること。移動間仕切壁は、ワークスペース内に一時的な更衣等のための小部屋を設ける、普通教室内の机の間隔確保のためワークスペース側に普通教室を拡張する、などの運用が可能なレーン配置とすること。また、普通教室とワークスペースの間を閉じた際に入出口となる部分には窓を設けること。移動間仕切壁の配置・利用方法については「【共通】閲覧資料1 ワークスペース参考資料」を参照すること。

② 特別支援学級

ア 特別支援学級

- (a) 南向きを基本とし良好な採光を確保すること。
- (b) 1、2階に配置すること。1階に設置することが望ましい。
- (c) 保健室または教育相談室の近傍に配置すること。
- (d) オープンスクール方式とはしない。刺激に敏感な児童が利用する可能性もあるため、音や臭いの刺激が極力少なくなるよう配慮すること（廊下を他学年が通り抜けられない配置にする、臭いを発する部屋と隣接させない等）。
- (e) 特別支援学級用のトイレ（だれでもトイレ含む）を近傍に設けること。
- (f) 更衣やクールダウンができるよう、カーテン等で仕切られたコーナーを各教室内に設置すること。
- (g) 各教室内に、黒板、掲示板、児童用ロッカー8人分、障がいの特性に対応した教材を収納するための収納棚、手洗い流し（蛇口2口程度）、掃除用具入れを設けること。なお、掃除用具入れは指挟み防止器具を付ける等、安全に配慮すること。
- (h) 各教室内にタブレット端末保管庫用のコンセント及び設置場所を設けること。
- (i) 2階に配置する場合は安全面を考慮してベランダを設置すること。ただし、屋外階段と接続する場合は管理扉を設けること。
- (j) 体育着などを掛ける鞆掛けフックを16名分以上設けること。

③ 特別教室

ア 共通

- (a) 教科ごとにまとまった配置とすること。また、それぞれの教科の特性に応じた配置計画とすること。
- (b) 各特別教室周辺の廊下には教材や作品展示が行える計画とすることが望ましい。
- (c) 実習による音や臭いなどが普通教室等の学習の妨げにならないよう留意すること。

- (d) 各特別教室及び準備室はそれぞれ廊下から直接出入りできる計画とすること。また、各特別教室と準備室の間は直接出入りできるように扉を設けること。
- (e) 同教科の特別教室が2室ある場合、準備室は特別教室2室の間に配置すること。
- (f) カリキュラムの自由度確保のため、同教科の特別教室2室は部屋の使い方に差をつけないこと（調理と被服、火気使用と非火気使用、声楽と器楽、など）。

イ 理科室・理科準備室

- (a) 理科室にはガスコック、流し、コンセント付きの実習台を教師用1台及び児童用8台を設けること。また、黒板、掲示板、教材収納用の収納棚、流し台（蛇口3口程度※実習台の流しとは別）、掃除用具入れを設けること。
- (b) 理科準備室にはコンセント付きの実習台、教材収納用の収納棚、薬品庫、流し台（蛇口2口程度）を設けること。
- (c) 薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面や家具天板の素材及び換気に十分配慮した計画とすること。
- (d) 収納棚は実験器具を適切に収納できるものとし、地震時の器具飛び出し対策を施すこと。
- (e) 教師用及び児童実習台は、同時に電源を使うことも想定されることから、同時に使用してもブレーカーが落ちにくいよう留意すること。
- (f) すべての窓と扉（廊下側含む）にカーテンだけでなく、暗幕も設置すること。

ウ 音楽室・音楽準備室

- (a) 行事等での屋外楽器の運搬に配慮した計画とすること。
- (b) 音楽室は、良好な音響空間を整備するとともに、近隣や他授業に影響がないよう防音性能を確保すること。
- (c) 音楽室には、黒板、掲示板、楽器収納棚、掃除用具入れを設けること。
- (d) 音楽準備室は、楽器等を十分余裕をもって収納できる収納棚を設けること。特に大型楽器の収納に配慮すること。

エ 図工室・図工準備室

- (a) 図工室は、黒板、掲示板、教師用実習台1台、児童用実習台8台、流し台（蛇口8口程度）、工具や作品・材料の収納棚、掃除用具入れを設けること。
- (b) 作業台は卓上の糸鋸盤10台を配置できる大きさとし、壁面に糸鋸盤10台用のコンセントを設けること。
- (c) 図工準備室は教材収納用の収納棚、流し台（蛇口2口程度。）を設けること。
- (d) 作品の製作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床及び壁仕上げとし、作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。
- (e) 臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。

オ 家庭科室・家庭科準備室

- (a) 家庭科室2室はどちらも調理・被服兼用とし、ホワイトボード、掲示板、流し・コンロ・コンセント付きの実習台を教師用1台児童用8台、収納棚、掃除用具入れを設けること。実習台の流し及びコンロは蓋つきとすること。
- (b) 収納棚は食器や調理器具、包丁・まな板殺菌庫、裁縫用の材料等を適切に収納できるものとし、地震時の器具飛び出し対策を施すこと。
- (c) 衛生面に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床及び壁仕上げとすること。
- (d) 家庭科室内に洗濯機置き場、冷蔵庫置き場、家庭科準備室内に教材収納用の収納棚、流し台（蛇口2口程度）、冷蔵庫置き場を設けること。
- (e) 1室でミシン20台及びアイロン10台が同時利用可能な計画とすること。また、ミシン・アイロンの収納スペースを設けること。
- (f) 教師用及び児童実習台は、同時に電源を使うことも想定されることから、同時に使用してもブレーカーが落ちにくいよう留意すること。

カ 図書室

- (a) どの学年の児童も使いやすい位置に配置すること。
- (b) 複数人でのグループ学習や個人での静かな読書など、様々な利用形態を想定した閲覧スペースを計画すること。
- (c) 図書室は掲示板、書架、閲覧机1クラス分、キャレルデスク4台、図書カウンター、掃除用具入れを設けること。また、読書のためのベンチや床座スペースなどを適宜設けること。
- (d) 図書室内に書籍の整理等を行うための図書準備室を設けること。図書準備室は書架及び収納棚を設けること。
- (e) 書架は蔵書5,500冊を収蔵できる計画とすること。書棚は地震発生時の転倒や書籍の飛び出し防止等、適切に耐震対策を施すこと。
- (f) 授業での利用も想定し、閲覧机はまとめて配置すること。
- (g) 図書準備室に隣接して図書カウンター設けること。
- (h) 図書準備室から図書室内の様子が視認できるよう、図書準備室と図書室の間には窓を設けること。また、死角ができないよう留意した書架配置とすること。
- (i) 図書室周辺の廊下に掲示や書架展示スペースを設けるなど、児童が図書に親しめるよう工夫すること。
- (j) 書籍の保護のため、湿気や日焼けに配慮すること。

キ 多目的室

- (a) どの学年からも利用しやすい位置に配置すること。
- (b) 最大9クラスでの学年集会が可能な計画とすること。ただし、常設ステージは不要とする（平場の広さ確保を優先する）。

- (c) 運動が可能な仕様（天井高さ、床の弾性、防音等）とすること。また、独立柱がない計画とすること。
- (d) 避難安全性や行事時のスムーズな入退室のため、廊下への出入口は複数設けること。
- (e) 児童のための防災用具等を備蓄するなど収納にも配慮した計画とすること。

④ 管理諸室

ア 共通

- (a) 教職員が管理、来訪者対応、資料整理等を行うに当たり、各諸室を効率的に移動できるよう配慮して計画すること。
- (b) 校舎内外への視認性を確保するとともに、必要に応じてプライバシーにも適切に配慮した計画とすること。

イ 職員室

- (a) 校庭や外部からの来校動線部分、児童の登下校の様子等を見通すことができ、校内各所に迅速かつ便利に移動できるよう、その配置及び動線に配慮すること。
- (b) 児童とのコミュニケーションが促されるよう、相談や談話等を行うことができる空間を室内もしくは周辺に確保することが望ましい。
- (c) 校内集中管理ができる総合盤を設置すること。
- (d) 各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。
- (e) 職員室は行事予定記入用のホワイトボード、掲示板、各教師用の収納棚、共用の収納棚、洗面台、掃除用具入れを設けること。

ウ 校長室

- (a) 職員室及び廊下から直接出入りできる計画とすること。
- (b) 内装仕上げや家具は格調高い雰囲気となるよう配慮して選定すること。
- (c) 校長室は行事予定記入用のホワイトボード、コート掛け・鏡付きの収納棚、その他備品を収納するための収納棚、洗面台を設けること。なお、洗面台は扉を設け、収納棚と連続した意匠とすること。
- (d) 額装を掲示できるよう壁面にピクチャーレールを設置すること。
- (e) 耐火金庫1台、耐火書庫1台の置き場を設けること。

エ 事務室

- (a) 1階に配置し、来客玄関に隣接させること。また、玄関側に来訪者用カウンターを設けること。
- (b) 事務室は行事予定記入用のホワイトボード、収納棚、掃除用具入れ、洗面台を設けること。

オ 印刷室

- (a) 職員室とは別に設け、利用しやすい位置に配置すること。

- (b) 印刷室には、軽印刷機2台を設置できるスペース及びコンセントを設けるとともに、作業机、用紙保管用のラックを設けること。また、複合機は、職員室に設けること。

カ 給湯室

- (a) 職員室、校長室及び事務室から利用しやすい位置に配置すること。職員室と一体とすることも可とするが、廊下から直接出入りできない位置に給湯室を配置した場合は事務室にもミニキッチンを設置すること。
- (b) 給湯室には食器棚、ミニキッチン、冷蔵庫置き場を1台分設けること。また、給湯設備は、電気温水式とすること。

キ 放送室

- (a) 校庭が視認でき、職員室から管理しやすい位置に配置すること。
- (b) 校内各所に音声を放送できるように計画すること。
- (c) 防音性・吸音性に配慮すること。
- (d) 放送室は放送卓、掲示板、収納棚、掃除用具入れを設けること。

ク 会議室

- (a) 職員室、校長室及び事務室との動線が短くなるように同フロアもしくは直上階に配置すること。

ケ 教育相談室

- (a) プライバシーに配慮した配置とし、玄関の近傍に配置することが望ましい。
- (b) 特別支援学級と同フロアに配置すること。
- (c) 室内を防音性能のある壁で2つに仕切り、一方（保護者相談部屋）にディスプレイ付きの外線電話を設置、もう一方の部屋にホワイトボードを設置すること。室内イメージは「【共通】資料2 通級指導教室、教育相談室イメージ図」を参照すること。
- (d) 相談室内にホワイトボード、掲示板、児童用ロッカー16人分、掃除用具入れを設けること。
- (e) 個人情報を収納できる鍵のかかる収納棚を保護者相談部屋に設けること。
- (f) 鞆掛けフックを16人分設けること。

コ 保健室

- (a) 急な怪我人や病人に対応できるよう、1階に配置すること。また、校庭等から直接出入りができ、救急車による搬送等の緊急対応（ストレッチャーでの移動等）がスムーズに行えるよう配慮すること。
- (b) 近傍にだれでもトイレ及びシャワー室を設置すること。
- (c) 保健室はホワイトボード、掲示板、ベッド3セット、収納庫（布団収納等）、備品用の収納棚、担架用の収納棚、ミニキッチン、洗面台、冷蔵庫1台及び洗濯機1台を設置すること。また、洗濯物及び布団干し場についても考慮すること。また、給湯設備は電気温水式とすること。

- (d) ベッド部分はそれぞれカーテンで仕切ること。
- (e) 外部出入り口付近には、足洗い場を設けること。

サ 職員更衣・休憩室（男女）

- (a) 男女別に設け、職員室の近傍に配置すること。
- (b) 更衣スペースと休憩スペースはカーテン等で仕切れるようにすること。
- (c) 扉の開閉時に内部が見えないよう出入口にカーテンを設置すること。
- (d) 職員 40 人分のロッカーを設けること。男女比は 1 : 1 とする。また、各職員更衣・休憩室に洗面台を設けること。

シ 校務主事室

- (a) 1 階に配置し、校舎内外への出入り口を設けること。
- (b) 室内に壁で仕切られた 3 畳程度の畳部屋を設けること。
- (c) ホワイトボード、収納棚、更衣ロッカー、掃除用具入れを設けること。

ス 教材室、倉庫

- (a) 教材室は各学年の教師コーナーに隣接して設けること。また、普通教室のない階にも各 1 ヶ所設けること。
- (b) 倉庫は、校務主事室近傍にそれぞれ設けること。
- (c) 各教材室及び倉庫には収納棚を設けること。
- (d) 収納物の出し入れが容易なように 2 ヶ所出入口があることが望ましい。

セ 地域談話室

- (a) 職員・来客玄関または開放玄関に隣接して設けること。
- (b) 地域談話室には掃除用具入れを設けること。

ソ 配膳室、コンテナ室

- (a) 1 階に配膳室、普通教室のある階にコンテナ室を設けること。
- (b) 配膳室は屋外から直接出入りできる計画とすること。屋外出入口は給食コンテナ用の出入口と作業員用の出入口の 2 ヶ所を設けること。給食コンテナ用の出入口には配送車から給食コンテナを出し入れするプラットフォームを設けること。
- (c) プラットフォーム付近で路盤を傾斜させる場合は雨水排水に配慮するとともに、路盤凍結も考慮して急勾配とならないよう計画すること。プラットフォームには給食配送車が無理なく出入りできること。
- (d) 配送車及び給食コンテナの詳細は「【共通】資料 3 給食配膳関連資料」を参照すること。
- (e) 給食コンテナ用の出入口は電動シャッターとし、停電時は手動で開閉できる仕様とすること。また、出入口には給食コンテナの落下防止チェーン及び殺虫器を設置すること。なお、殺虫器は室内に虫が落下しない仕様とすること。

- (f) 配膳室は掲示板、牛乳保冷庫、パン等の食缶用のラック、流し台、掃除用具入れを設けること。また、牛乳保冷庫の排水経路を適切に確保すること（室内に開放しないこと）。
- (g) 各コンテナ室には食缶用のラック、手洗い器を設けること。
- (h) 配膳室及びコンテナ室と廊下との出入口はシャッターとして広い間口を確保し、シャッター以外に鍵付きの扉を設けること。
- (i) 配膳室及びコンテナ室内の壁は給食コンテナの衝突に配慮しキックガードなどを適切に設けること。
- (j) 空調設備・温度、湿度計を設置し、温度・湿度を適切に管理できるようにすること。

⑤ 共用部

ア 児童用トイレ

- (a) トイレは乾式とし、男女別に設け、学年ごとに1ヶ所以上設けること。ただし、クラス数が多いため、1学年を1フロアにまとめる場合はトイレを分散配置すること。また、特別教室が普通教室と離れている場合には特別教室用のトイレを普通教室用とは別に設けること。
- (b) 大便器は洋式と和式を設けること。なお、和式便器は、各階男女トイレに1ヶ所設けること。
- (c) 器具数は「空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S206-2019 給排水衛生設備規準・同解説 技術要項・同解説」の学校用途、待ち時間の評価尺度レベル1の適正器具数を最低限とし、適正な器具数を確保すること。なお、器具数算定に当たってはトイレごとに利用するクラスの児童数を対象とすること。だれでもトイレは当該器具数に含まない。また、洗面器は廊下の流し台と兼用しないこと。
- (d) トイレは児童・生徒の憩いの場と捉え、明るく清潔感のある空間とし、ゆとりある計画とすること。
- (e) 各洗面器前に鏡を設けること。また、各トイレに姿見を設けること。
- (f) 各トイレに清掃用具置き場（掃除用流し付き）を設けること。原則は男女別とする。スペースの関係で男女共用とする場合は廊下から直接利用できる位置に配置すること。

イ 職員・来客用トイレ

- (a) トイレは乾式とし、男女別に設け、職員室近傍に設置すること。
- (b) 大便器は全て洋式とし、暖房・洗浄機能付き便座とすること。女性用トイレには擬音装置を設けること。
- (c) 器具数は児童と同様の算定方法とし、対象は全職員数とする。

- (d) 清掃用具置き場（掃除用流し付き）は男女共用とし廊下から直接利用できる位置に配置すること。

ウ だれでもトイレ

- (a) トイレは乾式とし、車いす利用やLGBTに配慮し、各学年の普通教室用トイレ、特別支援学級用トイレ及び職員・来客トイレの近傍にそれぞれ1ヶ所以上設置する。なお、オストメイト対応は各階1ヶ所、ベビーベッド・ベビーチェア対応は職員・来客トイレ近傍1ヶ所に設置すること。

エ 昇降口、職員・来客玄関、開放玄関

- (a) 全ての利用者は、昇降口・玄関部分で外履きから内履きに履き替えるものとし、利用人数相当の靴箱を適切に設けること。なお、職員・来客用の靴箱は扉付きとする。
- (b) 全ての昇降口・玄関に庇を設けること。
- (c) 児童は昇降口を利用し、児童以外の利用者は玄関を利用する計画とすること。各玄関位置は動線計画に合わせて適切に設置すること（開放玄関と職員・来客玄関を兼用することも可）。
- (d) 昇降口は児童の混雑を考慮し余裕のあるスペースを確保すること。
- (e) 昇降口は風雨や砂の吹込みに配慮して計画すること。昇降口の扉は日中常時開放されていると考え、特に校庭の砂の吹込みに配慮すること。
- (f) 昇降口及び玄関にはスロープを設け、車椅子での移動に対応できるようにすること。
- (g) 昇降口付近には屋外の水場（手洗い用流し3口、足洗い用流し口1口程度）を設けること。

オ 廊下・階段

- (a) 採光や通風に配慮して窓を適切に配置すること。階段などが直接外部に面しない場合は天窗や吹抜けを設けるなど、校舎全体が明るい雰囲気となるよう計画すること。特に特別教室や管理諸室周辺は廊下側の開口部を閉め切っているため、廊下の採光・通風に配慮すること。
- (b) 床仕上げは中央で色の貼り分け（ライン等）を行うこと。
- (c) 廊下の角や階段の踊り場付近は見通しを確保するなど、児童の安全性に配慮すること。
- (d) 普通教室の近傍に鏡付きの手洗い・水飲み場を設けること（学年ごとに手洗い用流し14口、うち最低1ヶ所は車いす対応、バケツ用流し2口程度）。なお、手洗い・水飲み場は廊下の主動線とは分離することが望ましい。また、順番待ちのスペースにも配慮すること。
- (e) 手洗い周辺の床仕上げは防滑性に配慮して選定すること。

カ エレベータ（EV）

- (a) バリアフリー対応用と給食搬出入用を兼用とする。

- (b) 給食コンテナの搬出入のため、EV扉は1 m程度の有効幅員を確保すること。
- (c) 扉周辺やかご内は給食コンテナの衝突に配慮した仕様とすること。
- (d) かご内は給食コンテナと人員が余裕を持って乗れること。

キ その他

- (a) 天体観察、写生等に利用できる屋上スペースを確保すること。なお、安全のため児童・生徒が利用する屋上スペースには柵を設置すること。
- (b) 学校の歴史を展示するレガシーコーナーを設けること。
- (c) 校内各所に児童・生徒の交流スペースとなるベンチ等を設けること。デン等の児童が落ち着ける空間は普通教室近傍に設けることが望ましい。また、階段下等のデッドスペースを有効活用すること。

⑥ 運動施設

ア 柔剣道場

- (a) 中学生が使用するため、単独で出入りできる計画とすること。
- (b) 小学校校舎と一体とするか別棟とするかは事業者の提案による。
- (c) 天井高は、床面から4 m以上（梁型が露出の場合には、床面から梁下端までの高さ）確保すること。
- (d) 自然採光、通風及び換気に配慮すること。柔剣道場には空調を設けることとするが、中間期は空調を使用せずに快適な運動環境が得られることが望ましい。
- (e) 出入口付近に靴の履き替えスペース及び靴箱を設けること。

⑦ 屋外付帯施設

ア 屋外倉庫

- (a) 校庭及び小学校専用遊び場で使用する用具を収納することを想定した配置とすること。
- (b) 大型備品の出し入れも容易にできるよう、扉の間口は広く確保すること。
- (c) 出入口には庇を設けること。
- (d) 石灰庫を用具収納とは別に設けること。

⑧ 外構・校庭

ア 出入口

- (a) 各門に学校名のサイン（小学校・中学校とも）を設置すること。また、各門の近傍に案内サインを設置すること。

イ 駐車場・駐輪場

- (a) 駐車場は現在の中学校駐車場を使用する。
- (b) 職員・来客用の駐輪場は現在の中学校駐輪場を使用する。

- (c) 中学校生徒用の駐輪場は現在の中学校来客用駐輪場を使用する。なお、工事期間中は現在の中学校生徒用の駐輪場 150 台程度を仮設で設けること。

ウ 校庭等

- (a) 校庭は小中一体とする。ただし、小中の同時授業が可能なように 200m トラックは 2 つ配置すること。
- (b) 校庭のほか、小学校専用遊び場、小学校の遊具スペース（鉄棒、雲梯、ブランコ、ジャングルジム、滑り台）、理科菜園を確保すること。理科菜園は屋上設置も可とする。
- (c) 現在の中学校校庭に設置されているバックネット、ナイター照明は撤去・再整備とする。フェンス、防球ネットは既存のままとすることも可とする。ただし、開発許可のためにセットバックが必要な箇所のフェンス、防球ネット、電柱等は撤去・再整備すること。また、セットバックにより既存テニスコートの使用に支障がある場合は、テニスコート及びテニスコート北側菜園部分の改修を行うこと。
- (d) 校庭から視認できる位置に時計を設けること。
- (e) 現在と同様に校庭を雨水貯留施設とする。新校舎建設位置で賄っていた雨水貯留分も含めて現南中敷地の流域貯留施設貯留量と同等量の雨水貯留施設及び 500 m³/ha（現在の流域貯留施設流域面積外を対象とした面積）の雨水流出抑制施設を整備すること。現在の貯留量及び流域面積範囲は「【(仮称)川柳学園】資料 11 流域貯留施設図面」を参照すること。
- (f) 雨水貯留のため外構舗装と校庭に段差ができることを想定している。バリアフリーやメンテナンス車両のためのスロープをそれぞれ適切に設けること。また、段差部分の階段・スロープは校庭が地盤沈下した場合も考慮して土中に予備の階段・スロープを設けること。
- (g) 既存樹木は極力保存すること。なお、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく緑化計画書及び「越谷市まちの整備に関する条例」第 50 条に基づく、緑化施設整備計画の提出が必要となるため、既存樹木で申請面積が不足する場合は適切に植栽を行うこと。既存樹木については「【(仮称)川柳学園】資料 12 植栽施設調書」を参考とし、新たに設ける植栽はメンテナンス性を考慮して樹種を選定すること。また、植栽管理用の水栓を適切に設けること。
- (h) 校庭には、掲揚ポール 3 本、屋外用コンセント、スプリンクラー（校庭散水設備）、手洗い流し及び地流し（合計 6 口程度）を設けること。なお、スプリンクラーは児童・生徒のつまずき防止に配慮した仕様とすること。
- (i) 校庭の舗装は砂の飛散防止を考慮して選定すること。